

2024年6月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2024年6月10日(月) 11:00

◎大石正信議員の一般質問(60分)

1. 北九州空港「特定利用空港」の選定について
有事の概念について
国に対する市の姿勢について
市民に大規模な被害が生じる可能性について
2. 指定管理者制度の見直しについて
会計年度任用職員の実態把握について
制度そのものの破綻について
3. 予算事務事業の見直しについて
4. 北九州市立大学の運営のあり方について
運営交付金について
民主的な運営への改善について



大石正信議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです。

- 市長
- 港湾空港局長
- 危機管理監
- 財政変革局長
- 政策局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 総務市民局長
- 大石議員
- 港湾空港局長
- 大石議員
- 港湾空港局長
- 大石議員
- 危機管理監
- 大石議員

- 危機管理監
- 大石議員
- 政策局長
- 大石議員
- 政策局長
- 大石議員
- 政策局長
- 大石議員
- 財政変革局長
- 大石議員
- 財政変革局長
- 大石議員
- 財政変革局長
- 大石議員

大石正信議員の一般質問

私は、日本共産党市会議員団を代表して一般質問を行います。

1 北九州空港の「特定利用空港」の選定について

まず、北九州空港の「特定利用空港」の選定について伺います。この「特定利用空港・港湾」は、岸田政権が4月1日、有事を想定して平時から空港や港湾施設を優先的に使用するために整備をすすめるとして7道県16カ所を選定しました。

この動きはいわゆる「安全保障3文書」にもとづくアメリカ追従の「戦争国家」づくりの一環です。「台湾有事」など中国や北朝鮮との戦争を念頭に、米軍は「統合防空ミサイル防衛」を推進しており、日本の自衛隊は事実上この体制に組み込まれようとしています。日本が攻められた時ではなく、米軍が先制攻撃による不法な戦争を開始した場合に、自衛隊が集団的自衛権を発動して参戦する可能性があり、「平時」から自衛隊の訓練拠点として北九州空港を提供するとなれば、本市はその報復などに巻き込まれ、市民の生命・財産が危険にさらされる恐れがあります。

昨年11月28日、内閣府、防衛省・国交省が北九州市役所を訪れ、「総合的な防衛体制の強化に資する取組」に関する説明をしています。わが党市議団は4月12日に、「平和をあきらめない北九州ネット」など平和団体は4月15日に、それぞれ、北九州空港の軍事利用の中止を市長に申し入れました。

北九州市は「国が責任をもって判断するもの」「国に申し上げる立場にはない」として国に対して何の意見や要望も言わなかったと聞いています。北九州市が市民にも知らせず、

議会にも諮らず事実上、ノーチェックで受け入れたことは重大な問題です。

国は「特定利用空港」は、法律に基づいていないため「指定」ではなく「選定」としています。そのため当初国は、10道県38カ所を候補地としましたが、ミサイル攻撃の標的になる不安などから地方自治体からの了解が得られず、22カ所で継続協議になっています。

北九州市と同じ国管理の空港を抱えている鹿児島県では、今年3月議会で日本共産党の県議による「空港・港湾の戦時利用を県として拒否すべき」との質問に対して、同県知事は「不安や懸念が生じないように、しっかりと国の方に説明責任を果たすよう丁寧に情報提供を求めている」と国に対して対応を求める答弁をしました。その結果、国の「選定」から除外されています。

鹿児島県と北九州市の大きな違いは、武内市長が「防衛問題は政府の立場と軌を一にする」「国の専管事項」と国に対して、モノを言わない、国言いなりの姿勢にこそあると考えます。

市長は、記者会見で「物流や旅客の民生での利用、ここにしっかり影響のないように北九州市として見ていきたい。また、国に対してもしっかりとものを言っていきたい」と述べています。

しかし、①令和5年2月6日、衆議院の予算委員会で、わが党議員の質問に対して浜田防衛大臣は「防衛省はこれまで、存立危機事態に該当する状況は同時に、武力攻撃事態等に該当することが多いと説明してきた」と答弁しました。これは、国が「平時」としている「重要影響事態」「存立危機事態」と、「有事」とする「武力攻撃事態」の間には切れ目がないということです。②また、「重要影響事態」や「存立危機事態」の認定は、政府が判断し、自治体で判断することはできません。③しかも、国が狙う「地方自治法の改定」では、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と判断すれば、地方自治体は国に従わなければならないとなります。

そこで3点質問します。

◆第1に、市長が考える「民生利用に影響が出るようなこと」とは、どのような事態を想定し、有事の概念をどのように捉えているのか。見解を伺います。①

◆第2に、市長が空港の民生利用で、何かあれば国にモノを言うとしても、「特定利用空港」に選定されれば、「平時」でも「有事」を想定した訓練を行い地方自治体には何の権限もありません。市は、昨年国の説明の際に、北九州空港が「平時」「有事」の際に軍事的な利用をされるかどうか、国に意見を言わなかったと聞いていますが、なぜ、国に対して、意見を言わなかったのか。答弁を求めます。②

◆第3に、存立危機事態と武力攻撃事態に対して、浜田防衛大臣は、「存立危機事態に該当する状況は、武力攻撃事態と同様、日本に大規模な被害が生じる可能性も完全に否定できない」と答弁しました。

日本が武力攻撃を受けていない状況でも、集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行い、相手国から報復攻撃を受けた場合、日本に大規模な被害が出ると政府自身も認めています。存立危機事態や武力攻撃事態になった場合、北九州空港と北九州市民にも大規模な被害が及ぶことが予想されますが、市民の生命財産を守るべき市長の見解を伺います。③

2 指定管理者制度の見直しについて

次に、指定管理者制度の見直しについて伺います。本市の指定管理者制度は、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上と経費の削減を目的として、2003年度に創設され、21年が経過し、254施設で導入されています。

この間、小倉城・小倉城庭園及び勝山公園・あさの汐風公園の指定管理者選定をめぐる混乱、旧古河鋳業若松ビルの経営破綻、若松図書館の貸し出し冊数の水増し問題など様々な問題が発生しています。

わが党は、指定管理者制度の問題点を指摘し、改善を求めてきました。その第1に、指定期間が5年更新を基本にしているため、有期雇用の非正規雇用で低賃金労働である官製ワーキングプアを生み出していること。第2に、指定管理料上限額における賃金上昇分を明確にすべきこと。第3に、7割が1社しか応募がない原因として、賃金や物価上昇に見合う指定管理料になっていないこと。第4に、営利を目的とする民間企業の指定管理はやめること。第5に、若松図書館の貸し出し冊数の水増し問題は、指定管理者制度そのものに起因しており、とりわけ図書館には、指定管理者制度はなじまないとしてきました。

本市は、今回指定管理者制度を見直し、①指定期間5年を最長10年の更新制に見直し ②指定管理料の上限額算定ルールの整備 ③リスク分担の見直し ④トライアル事業制度の創設 ⑤仕様発注から性能発注にするなど事業者の声を生かして10項目を改善したとして、今年度から事業者の選定を行っています。しかし、指定管理者制度では根本的な問題は改善されません。以下、2点質問します。

◆第1に、優良な指定管理者の期間を5年から最長10年に見直したとしても、働く職員の有期雇用に変わりはありません。指定管理で働く職員の8割が非正規雇用のところもあるそうです。有期雇用は、雇用不安にさらされ、低賃金で安定的に働くことはできません。

今回の見直しでは、指定管理者で働く一般事務職員の賃金は会計年度任用職員の給与基準を参考にするとしています。指定管理者で働く一般事務補助の職員が、会計年度任用職員のE区分「事務補助業務」に該当すれば、その給与は月額換算で見ると167,856円～170,048円になります。会計年度任用職員の給与を基準とするならば、指定管理者で働く職員の給与が会計年度任用職員のE区分以上になっているかどうか、実態を把握すべきです。答弁を求めます。④

◆第2に、令和5年度、志井ファミリープールでは、当初は年間1,280万円で、2回

目に年間2,500万円の上限額で公募しましたが応募者がなく、3回目に当初の3倍以上である年間4,400万円の指定管理料上限で候補者が選定されました。コスト削減を目的にした指定管理者制度は、物価高騰や人件費の上昇で、今までの指定管理料では赤字で、運営できないことを示しています。

そもそも、経費削減を目的の一つとした指定管理者制度ですが、7割が1社しか応募がない原因は、物価高騰や人件費上昇で、低い指定管理料では経営難で運営できないことなどにあり、制度そのものが破綻していると考えますが、見解を伺います。⑤

3 予算事務事業の見直しについて

次に、予算事務事業の見直しについて伺います。武内市長は、2月議会において、「予算事務事業の棚卸し」という名目で1,288事業、151億円の予算を大幅に削減しました。ところが、議会では、市政史上初めて「予算の組み換え動議」を可決しました。この原因は、市民の身近な予算を削減したことです。そこで、質問します。

◆2月議会で3つの付帯決議が圧倒的多数で採択されました。「一般会計予算に対する付帯決議」に対しては、その一因となった草刈費用の削減について、今議会で前年度の1億7千万円と同水準の草刈費用を補正予算で復活するとしています。しかし、全国の生活保護の申請件数が4年連続で増えているにも係らず、本市の生活保護費を16億円削減したことに対する「生活保護に係る予算に対する付帯決議」や、小学生を対象にしていた「平和のまちスタディツアー」「美術鑑賞事業（ミュージアム・ツアー）」の2つの体験学習の廃止や私立学校などに対する補助金の削減などに対する「子どもに係る予算に対する付帯決議」が採択されました。市長は、生活保護及び子どもに係る予算に対する2つの付帯決議をどのように検討し、どのように予算に反映するつもりなのか、見解を伺います。⑥

4 北九州市立大学の運営のあり方について

最後に、北九州市立大学の運営のあり方について伺います。北九州市立大学は、平成17年（2005年）4月に独立行政法人化されて、19年が経過しました。独法化直前の平成16年（2004年）12月本会議で、当時の産業学術振興局長は「市立大学が長期的に運営できるように運営費交付金を措置していく」と答弁しました。しかし、運営費交付金は独立行政法人化後の19年間で、仮に平成17年度の予算額が維持された場合に累計して約62億円も削減されており、議会答弁に反する重大な問題です。

そのため大学では、外部資金の獲得が至上命令となっています。理系では企業の受託研究や共同研究の獲得、外部資金獲得のため資料の作成に忙殺され、教育や研究のための時間が削られるなど、安定的な運営どころか厳しい財政運営となっています。

そこで2点質問します。

◆第1に、大学では、令和5年4月1日時点で北九州市からの派遣職員は57人も削減され、大学で採用された専門知識の高いプロパー職員が72人も増えたことで、人件費の負担も増大し、厳しい経営が強いられています。また、研究力の向上には、研究者が自由な発想で、じっくりと長期的視野にたって研究できることが重要です。ところが、独法化直後の平成17年（2005年）の研究費は5億5,397万円でしたが、令和4年（2022年）には4億3,651万円で、1億1,746万円で、21%も削減され、大学の学問研究も厳しい環境に置かれています。

そもそも運営費交付金は、市の人事委員会勧告に準拠して、人件費を増やす仕組みになっていません。大学の学問研究の充実のためにも人件費や物価高騰に見合う根拠を明確にして、運営費交付金を増額すべきです。答弁を求めます。⑦

◆第2に、役員会では、大学のトップである理事長には安川電機特別顧問でもある北九州商工会議所会頭が就任し、学長は副理事長として理事長の下に置かれています。理事長・副理事長を含めた理事7人中、大手企業出身者が3人も就任していることは、営利を目的とする企業に奉仕する大学になりかねません。

同大学のある教授は「大学は（仮称）情報イノベーション学部の創設をめざしているが、自分たちには何も知らされていない。学長が独自に進めているようだ」と語るなど、学長の権限に基づく上意下達の運営が危惧されます。大学の審議会で、新学部創設が承認されたとしても、令和5年～10年までの「第4期中期計画」にも示されておらず、十分な議論もなく進められているのは問題です。大学におけるすべての教員、職員、学生、院生など大学の構成員を尊重した民主的な運営に改善すべきです。答弁を求めます。⑧

以上、私の第1質問を終わります。

大石正信議員の一般質問 答弁と再質問

[指定管理者制度の見直しについて]

■市長

まず、私から指定管理者制度の見直しにつきまして、7割が1社応募しかない原因は物価高騰などにあり、低い指定管理料では運営できない、制度が破綻をしているというお尋ねがございました。

この指定管理者制度につきましては、公の施設の管理に民間活力やノウハウを生かすことで、提供するサービスの質の向上と、より効果的、効率的な施設運営を両立させる制度でございます。

対象となる施設は、北九州市の公の施設493施設の約半分にあたる254施設まで拡大しております。例えば小倉城では、天守閣最上階に国内唯一の常設カウンターを設け、陣

羽織で食事が楽しめるイベントを行うなど、指定管理者の創意工夫により付加価値の高いサービスの提供が行われ、利用者が63年ぶりに25万人を超えるなど、大きな成果が現れているところでもございます。

一方で、事業者へのサウンディング調査などを通じ、一つには、制度導入から20年が経過し、指定管理者の選定が繰り返される中、全体の7割が1社応募となるなど、十分な競争原理が働いていない。二つ目には、次期指定管理料の上限額の算定が過去の運営実績に基づいており、経営努力によるコスト減少や人件費等の上昇をより適切に反映してほしい、という指定管理者の声があるといった課題が顕在化したため、昨年度、市政変革の取り組みの中で制度の見直しを行いました。

具体的には、ひとつには、実績、評価の高い指定管理者は、さらに5年間の指定の更新を可能とすることで、より長期の事業を見通した投資が行いやすくなるなど、指定管理者の企画力を発揮しやすい環境を整えました。

二つ目には、将来の物価や人件費の上昇を見込んで指定管理料の上限額を算定するなど、事業者のリスクを軽減することとしました。

さらに、民間ノウハウを発揮しやすくするため、例えば調理設備を備えたキッチンカーの導入など、自主事業を試行的に実施する際の負担を軽減するトライアル事業制度を政令市で初めて創設するなど、事業者の挑戦を後押しする見直しを行ったところであります。これらの見直しにより、事業者の参入を促進し、指定管理者の選定において1社のみのお応募が7割を超えている状況を、集中変革期間の最終年である令和8年度においては5割まで改善することを目標としたところであります。

民間とのパートナーシップを推進することで、施設のポテンシャルを最大限引き出し、魅力ある良質な行政サービスを提供してまいりたいと考えております。

[予算事務事業の見直し、予算の付帯決議について]

次に、予算事務事業に関しまして、生活保護及び子どもにかかる予算の付帯決議に関してどう検討し、予算に反映するかというお尋ねでございました。

令和6年度の一般会計予算案の議決に際し、市議会でなされた付帯決議のうち、まず、生活保護費にかかる予算につきましては、予算不足の可能性が出てきたときは、申請に影響が出ないように、速やかに補正予算を組むこととされたところでございます。

新年度におけるこれまでの保護動向を見ますと、申請件数は例年同様で推移しているところでございますが、今後とも、予算の執行状況を適宜把握しつつ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、議会にご承認いただきました令和6年度予算におきましては、子ども家庭費と教育費の総額のいずれもが対前年度比約29億円の増となるなど、市政変革の取り組みの中で、個別の見直しを行った事業もありますが、全体としては、子育てや教育に関する政策の充実を図っているところであります。

具体的には、第2子以降の保育料の無償化、若者のチャレンジを応援する新時代創造事業、スチームコンベクションオーブンの導入による学校給食の魅力向上、「子ども真ん中シティ」の推進など、未来を担う子どもたちへの投資につながる様々な政策の予算を計上しておりまして、議会にご承認いただいたこれらの予算を着実に執行していきたいと考えております。

また今年度は、次期子どもプランや、教育委員会においては次期教育プランが策定される予定でもございます。それぞれの検討会議での有識者を交えた議論に加え、その検討過程において、子どもへのアンケートやパブリックコメントなどを通じまして、市民の皆様のご意見やニーズを的確に把握しながら、「子ども真ん中社会」の実現に向けて、その声をしっかりと政策に反映させてまいりたいと考えております。

私からは以上です。残りは関係局長からお答えいたします。

〔北九州空港の「特定利用空港」の選定について〕

■港湾空港局長

私からは、北九州空港の特定利用空港の選定についての3つの質問のうち、2つについて順次お答えします。

まず、民生利用に影響が出るようなこととは、どのような事態を想定し、有事の概念をどのように捉えているのか、についてお答えします。

本年7月に北九州空港が選定された特定利用空港について、国からはひとつ目として、平素の自衛隊の訓練は「多くても年数回程度を想定している」。ふたつ目として、「自衛隊の航空機が優先利用するものではなく、これまで通り民生利用主とする」と聞いております。

議員ご質問の民生利用に影響が出るようなことについては、このような考え方のもとで実施される自衛隊の訓練に伴い、「定期便のスケジュールの大幅な変更」、「離着陸が可能な時間の制限などが発生することにより、民間航空機の利用に著しい制約がかかり、運航に大きな影響が生じるような状況」を想定しております。

一方、北九州空港は、北九州市の新たなビジョンに掲げる「稼げるまち」の実現に不可欠な成長エンジンです。

北九州市は、そのゲートウェイ機能を最大限に生かし、国内外からの旅客と貨物の需要を取り込むため、「北九州空港大作戦」を打ち出し、全力で取り組みを推進しているところ です。

このため、民間航空機の運航に大きな影響を生じるような訓練が計画される場合には北九州市として、影響がないものとするよう国に申し入れをしていくこととしております。

なお、有事の概念については、防衛省がホームページで示しているところによると、日本が外国から武力攻撃されたり、武力攻撃をされそうな時に、首相が自衛隊に防衛のための出動を命令する状況のこととされております。

次に、市は、北九州空港が平時、有事に軍事的な利用されるかどうかについて、なぜ国に対して意見を言わなかったのかについて。お答えいたします。

特定利用空港の取り組みによる平時の利用について国は、ひとつ目として、自衛隊はこれまでも民間の空港を利用しており、今回の特定利用空港の枠組みが設けられた後も、自衛隊による平素の利用に大きな変化はない。ふたつ目として、特定利用空港の取り組みは、平素から必要に応じて自衛隊が既存の空港を円滑に利用できるよう、国がインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けるものである。

三つ目として、自衛隊の訓練は多くとも、年・数回程度を想定しており、自衛隊の航空機が優先利用するものではなく、これまで通り「民生利用を主とする」という見解を示しているところです。

次に、「特定利用空港と有事の関係」について国は、特定利用空港の取り組みは、平素における空港の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではない、という見解を示しています。

北九州市としては、特定利用空港における自衛隊の利用に関する平時と有事の位置付け及び取り扱いについては、国から示されたこれらの考え方に基づいて運用されるものと認識しているところです。

いずれにしましても、北九州空港は国管理空港であり、また特定利用空港としての利活用については、「国の専管事項である」ことから、北九州市として国に意見を言う必要にはございません。私の答弁は以上でございます。

■危機管理監

私からは、北九州空港の特定利用空港の選定についてのうち、存立危機事態や武力攻撃事態になった場合、北九州空港と北九州市民に大きな被害が及ぶと予想されるが、市民の生命・財産を守るべきとの質問にお答えをいたします。

特定利用空港とは、国が必要に応じて、自衛隊、海上保安庁が既存の空港を円滑に利用できる枠組みを設けるものでありますが、内閣官房のホームページで示された見解では、平素における空港、港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません、とされているところであります。

仮にいわゆる有事が発生した場合の対応など、国防に関することは国の専管事項であり、国において適切な判断がなされるものと考えております。北九州市としましては、今後とも、市民の安全・安心を守る立場から、必要に応じて情報収集、対応に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

[会計年度任用職員の給与の実態把握について]

■財政変革局長

私からは、指定管理者制度の見直しについてのうち、指定管理者で働く職員の給与が会計年度任用職員のE区分以上になっているかどうか、実態を把握すべきとの質問にお答えをいたします。

公の施設の管理運営を担う指定管理者が、社会経済情勢に応じて給与を始めとする従業員の適正な労働条件を確保できるよう、市として適切に対応することは重要と認識をしております。

このため北九州市では、指定管理料の上限額の選定にあたり、指定管理期間中の人件費上昇を踏まえて金額を計算しております。また、昨年度からは指定管理者に賃上げの重要性を認識してもらうため、上限額の計算において見込んでいる人件費の上昇割合を、募集要項に掲載することといたしました。

さらに今年度からは、適切な人件費水準の確保のため、北九州市の会計年度任用職員の給与基準を積算根拠として、指定管理料の上限額を算定することといたしております。

一方で、給与を含めた従業員の労働条件につきましては、労働関係法令順守のもと、労使間で自主的に決定される事項であり、市が直接的に関与する立場にはございません。

また、指定管理施設で働く従業員の配置人数や勤務シフトは指定管理者の裁量に委ねられているため、市の算定に用いた給与基準と必ずしも一致するものではありません。

このため、指定管理者の従業員の給与実態を一律に把握することは考えておりませんが、指定管理期間中に行っている施設所管局や社会保険労務士と専門家によるモニタリングによりまして、労働関係法令が順守されていることを随時確認いたしてまいります。私からは以上でございます。

[北九州大学の運営のあり方について]

■政策局長

最後に私の方から、北九州市立大学の運営のあり方について2点ご質問をいただきましたので、ご答弁をさせていただきます。

まず1点目。学問研究の充実のためにも、人件費や物価高騰に見合う根拠を明確にし、運営交付金を増額すべき、とのご質問に対するものでございます。

まず、北九州市立大学は、地方独立行政法に基づきまして、平成17年4月に公立大学法人に移行しております。同法人の設立団体である北九州市は、市立大学の大学運営を支援するために、毎年度、運営費交付金や施設整備補助金の財政措置を講じているところでございます。

運営費交付金につきましては、毎年度、市立大学との協議の上、大学の中期計画に基づく事業、市の人事委員会勧告等を踏まえた教職員の給与改定や社会経済情勢、また市の財政状況などを踏まえて、総合的に判断しているところでございます。

教職員の退職手当等を含めた運営費交付金の予算額は、法人化直後の平成17年度の約23.8億円に対しまして、令和6年度は約26.2億円と、約2.4億円の増額となっているとこ

ろでございます。また、運営費交付金とは別に、施設整備補助金として研究に使用する機器や設備などに必要な財政措置も講じております。

さらに、公募型研究プロジェクトの申請や産学連携の支援などを行います「リサーチアドミニストレーター」の専門職を配置いたしまして、安定的な外部資金の獲得につなげるなど、より良い研究環境づくりにも取り組んでいるところです。

なお、市立大学は、中期目標に定めた教育研究、地域貢献、管理運営等の4項目におきまして、毎年度、外部の第三者機関である法人評価委員会の評価を受けております。委員ご指摘の研究の面では、平成17年の法人化以降、継続的に良好であると評価されております。北九州市としては、今後も市立大学が長期的、安定的な大学運営に取り組めるように支援してまいりたいと思います。

次に、大学におけるすべての教員、職員、学生、院生など、大学の構成員を尊重した民主的な運営に改善すべきとのご質問でございます。

公立大学法人である北九州市立大学の経営については、地方独立行政法人法に基づきまして、北九州市長が任命する理事長が法人を代表し、業務を総括しております。

同法人の設立団体である北九州市は、大学における教育研究の特性に常に配慮することが必要であり、大学の自主性、自立性を尊重しなければならないこととされております。市立大学における重要な事項の意思決定は、理事長、副理事長である学長、理事5名から構成する役員会の議決を経て理事長が決定しております。副理事長及び理事は、理事長が任命することとされております。

次に、大学における重要事項の審議機関といたしまして、まず、経営については、役員会に学外の有識者を加えた経営審議会、教育研究については、学長、副学長のほか、学部長などにより構成する教育研究審議会を設置して審議することとされております。

さらに、学校教育法に基づき設置された教授会は、学長及び学部長等が司る教育研究に関する事項について審議し、及び学長との求めに応じまして意見を述べるができることとなっております。

議員ご指摘の市立大学の新学部の設置についても、こういった学内に設置された審議機関において適切に報告、審議等の手続きがなされていると聞いております。

また、学生、院生からは、事業等に関するアンケートですとか、あと相談窓口での意見受け付け、学友会との意見交換などを通じまして意見や要望を聞き、大学運営の参考にしていると聞いております。

設立団体の北九州市としましても、市立大学は幅広く関係者の意見を聞きながら、関係法令に基づきまして学内に設置した機関で審議、意思決定を行うなど、適切に大学運営を行っている認識をしております。以上でございます。

【第二質問】

〔特定利用空港問題について〕

○大石議員

それでは、まず北九州空港の特定利用空港について伺います。北九州空港は、特定利用空港に選定されれば、敵基地攻撃によって空港と北九州市民にも重大な影響を及ぼす問題です。

そこでまず確認ですが、この特定利用空港、国は「これは法律ではない選定」としていますが、間違いありませんか。

■総務市民局長

はい。国は選定としておるのは間違いありません。以上です。

○大石議員

これはですね、「指定ではなく選定」となっている。いわゆる特定利用空港は、法律ではないので強制力のある指定ではない、自治体が拒否することもできる選定となっています。

では、特定利用空港は法律ではないので、市として拒否することもできますか。

■総務市民局長

特定利用空港の選定につきましては、関係閣僚会議にて決定されたというふうに聞いております。で、国の安全保障環境を踏まえた決定でありますことから、「選定については国の専管事項」というふうに思っております。以上です。

○大石議員

私は、日本共産党の小池（書記局長）室を通じて、内閣官房国家安全保障局に確認しました。特定利用空港・港湾は法律ではない、法律ではないので「指定ではなく選定にした」と。国が決めることだと言われましたけれども、国は当初 38 施設を指定（選定）しましたが、自治体の了解が得られずに、22 の施設が外れて、結果的に 16 施設が除外されると。

それで市は、昨年 11 月 18 日、特定利用空港問題について国から説明を受けています。その時は、北九州空港は選定されていなかったのでも何も言わなかったと。しかし 4 月 1 日、国が北九州空港を選定しても、市民の生命・財産に関わる重大な問題について、国に対して市は「何も言わなかった」のはなぜですか。

■港湾空港局長

先ほど答弁しましたけれども、特定利用空港の取り組みによる平時の利用について国は、自衛隊はこれまでも民間の空港を利用しており、平素の利用に大きな変化はない。自

衛隊の訓練は多くとも年・数回程度を想定しており、自衛隊を優先するものではなく、民生利用を主とするとしています。

また国は、特定利用空港の取り組みは、平時の利用を対象としたもので、有事の利用を対象とするのではない、としております。自衛隊の利用については、国が示したこれらの具体的な考え方に基づいて運用されるものと認識しているところでございます。

いずれにしましても、北九州空港は国管理空港であり、特定利用空港としての利活用については国の専管事項であることから、北九州市として、国に意見を言う立場ではございません。以上でございます。

○大石議員

鹿児島空港、これ国管理。北九州も国管理。先ほど言いましたように、鹿児島県では県知事がミサイル防衛の危険もあるということで、国に対してはっきり物を言って、これ除外されてるわけですね。ところが、北九州はなんですか。同じ国管理の北九州空港でありながらですよ、国に対しては何も物を言う立場にはない、国の専管事項だと。

しかし、実際にミサイル攻撃がされれば、犠牲になるのは北九州市民じゃないですか。この鹿児島と北九州市の違いはなんですか。同じ国管理ね、防衛問題は国の専管事項と言いながら、北九州と鹿児島の違いはなんですか。武内市長や執行部の違いじゃないんですか。どうなんですか、

■港湾空港局長

特定利用空港の選定については国の専管事項であり、他の空港の状況も含め、北九州市としてコメントする立場にはございません。以上でございます。

○大石議員

何度も繰り返しますけども、国の専管事項ね、同じことを何度も言わなくてもわかりますよ。結局、国の管理であったとしても、鹿児島や、沖縄なんかでは、国に対してはっきり物を言ったことで（選定から）外れてるわけでしょう。

国の専管事項と言いながらですよ、ミサイル攻撃受ければ北九州市民が犠牲になるわけじゃないですか。

先ほどですね、平時に訓練を行っている。有事を想定するものではない、と。そう言われて、「年に数回程度」と言われましたけども、それはQ&Aにも年に数回程度と書いていますよね。しかし、実際に平時において軍事訓練を行っていけば、有事の際に北九州空港も、攻撃の対象になるんじゃないですか。これ、国も学者も認めているでしょう。このことについてはどう思われますか。市長、どう思われますか。

■危機管理監

有事の場合にいわゆる攻撃の対象になるのではないか、というご質問ですが、やはりいわゆる有事の場合の対応など、こういったものにつきましては国防に関することについて、になりますので、国の専管事項と考えております。国において適切な判断がなされるものと理解しております。以上でございます。

○大石議員

有事になればですよ。当然、北九州空港だけだけではなくて、それなりに訓練を行っているところは、攻撃の対象になります。

私が言ってるのは、平時の際に軍事訓練が行われていれば、当然有事の際には攻撃をされると、標的になると。これ、名古屋大学の飯島教授も言ってますよね。平時の訓練、軍事訓練をするが、有事の際は使用しないという主張は、国際社会では受け入れられない。軍事目的で装備された空港や港湾は、有事の際には当然使用される、とみなされる。攻撃目標となるのは歴史的にも常識だと言われてるわけですよ。

それでは、北九州市が考えてる平時と有事。この境目、浜田防衛大臣も、有事と平時の境目はないんだ、と言われてますけど、北九州市の見解はなんですか、どうなんですか。

■危機管理監

先ほども第一答弁で答弁させていただきましたが、有事の概念とは、防衛省のホームページで示しているところによりますと、日本が外国から攻撃、武力攻撃されたり、武力攻撃をされそうな時に、首相が自衛隊に防衛のための出動を命令する状況のこととされております。

そうした国の防衛のことにつきましては、国の専管事項となりますので、市としてコメントする立場にはないというふうに考えております。以上でございます。

○大石議員

高知県のQ&Aではですね、国に対して、グレーゾーンと、平時と有事の際の違いはなんですかと、こう言ったところですね。武力攻撃事態と存立危機事態、重要影響事態とグレーゾーンの事態が含まれるのかと。この問いに対して、相違はないと答えています。浜田防衛大臣も、平時と有事、境目がないんだと言ってるんですよ。

だから、北九州市はですね、有事になれば、物を言うんだって言ってますけども、空港大作戦もですね、これ影響するってことが考えられるわけですよ。

年に数回程度と言われましたけども、その1996年のアメリカの公文書で、有事には外来機も含めて航空機が300機、普天間を使用すると。代替基地に普天間と同様の役割を求めると。つまり、どういうことかと言いますと、有事になれば普天間基地で外来機も含めて300機が来ると。

そうならば築城基地を代替基地として、そして芦屋、大分空港、北九州空港もそういうことがあるんだと。問題はですね、有事を想定して平時から訓練するっていうことなんですよね。

平時の際にも緊急訓練する、緊急的な使用もありうるんだというのは、これはQ&Aでも、政府は認めてるんですよね。

だから、平時だ、平時だと、年に数回だと言っても、沖縄の現実を見ても、そうならないわけですよ。だから、そこら辺の認識ね、甘いんじゃないかと思いますよ。犠牲は北九州市民でしょ。

空港大作戦だって、こういう重大な影響が起こるのに対してですね、何も言わない。これは問題だと思いますよ、

国の専管事項と言っても、犠牲を負うのはね。今のイスラエルのガザ侵攻、またロシアによるウクライナ侵略にしても、実際にはジュネーブ協定でそういう民間施設を攻撃してはならない、と。現実には病院や学校、攻撃してるわけでしょう。

だから、そういうことについて訓練をしていけば、当然、有事の際にそういうことを巻き込んでいくのが戦争。そうじゃなくて、やっぱり戦争をしない。（憲法）9条を生かした平和外交、このことについてですね、全力を挙げるべきだということを指摘します。

[北九州市立大学問題について]

○大石議員

次に、北九州市立大学について質問します。

先ほど局長はですね、適切に経営審議会や教育審議会でもちゃんと図ってですね、新学部の創設については行っているというふうに言われましたけれども、私はですね。5月25日、NHKの「ザ・ライフ 光と影」で下関市立大学の問題が報道されました。

独立行政法人化（独法化）されて20年、何が起こったのか。市長が、審議会も経ずに、教授を採用するルール無視のことが行われ、教授たちはこれに抗議をして署名を集めて、そしてやったけど、市は定款を変えてすべて理事会が決定するようになって、強引な運営が行われたことによってですね、教授の半分が辞めたと。

これはですね、北九州市立大学だけの問題でなくて、国立大学、公立大学、私立大学でも今、同様の事態が起こっている。今度の北九州市立大学の新学部の過程を見ると、私はですね、このような問題が起こるのではないかと懸念をします。問題は、新学部設立の決め方です。

審議会承認されました、と局長言われましたけども、福教大とか大分大学を見ても審議会は審査されてるけども、事実上、学長に気に入らない人たちが変えられたりしている現実があるわけですよね。

だから、学長の独断専攻で教授会は蚊帳の外に置かれてるのではないかと。学内の全構成員を対象にした議論、合意はされていますか。

■政策局長

ただいまのご質問にお答えします。新学部の設置に関しまして、学内の合意の話であったというふうに認識をしております。

先ほどの第1答弁でもご答弁をさせていただいたところでもございますけれども、新学部の設置にいたしましても、学内の国の助成事業の申請でございますとか、新学部の設置に伴う諸事項に関しまして、教育研究審議会ですとか、経営審に図ることはもとより、各学部の教授会等にも図っているというふうに大学から聞いておりますので、その点については学内の幅広い意見を聞いているというふうに、大学から聞いているところでございます。以上でございます。

○大石議員

先ほどの同じような答弁ですけどね、独立行政法人になって、5月28日の朝日新聞の国立大学法人へのアンケートではですね、8割の学長が、問題が起こってるっていうことを指摘しています。先ほど、審議会でも図られてると言われましたけども、大分大学、東京大学、福岡教育大学でも、学部長や学長の選挙を巡って審議会で、学長、学部長を推薦したところですね、「学長が気に入らない」ということで、第三者委員会をつくったりして揉めてる。こういう問題、知っておられますか。こういうことが起こってる。

だから、独立行政法人になって大学の定款の10条では、理事長を市長が任命し、11条では学長は選考会議の選考によって、理事長を決めるってなってるわけですよ。だから、理事長は市長が決めるようになり、理事長が学長を決めるようになってるわけですよ。だから、そういうことによって、学長に独断専攻の上位下達が起こってるんじゃないかと。

今度の新学部についても、北九大の教授に聞いたら、自分たち教授には何も知らされていない、ということが言われてるわけですよ。これ、改めるべきじゃないですか、この定款を。大学のこのようなあり方を。確かに法律で決められているのだったらですよ、国にきちんこのことを変えるべきだと言うべきじゃないんですか。いかがですか、

■政策局長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。大学の定款を変える、学長の選考についての定款を変えるべきではないかというご質問だというふうに理解をしております。

市立大学の定款につきまして規定された、理事長は選考会議の選考に基づき学長を任命するという手続きにつきましてはですね、地方独立行政法人法の規定に基づき定められているというところでございます。

現在、学長の選考につきましては、北九州市立大学学長選考規則の規定によりまして、教育職員及び事務職員の5名以上の連名、または経営審議会、教育研究審議会の委員によ

り候補者が推薦をされまして、経営審議会、教育研究審議会からの選出者で構成される選考機関の選考に基づいて理事長が任命するというふうに規定をされておるところでございます。

大学の中におきまして、こういった手続きが適切に行われているというふうに認識しておりまして、定款の見直しは考えておりませんし、そもそもの地方独立行政法人法の改正について、国に意見を言うことも特に考えていないところでございます。以上でございます。

○大石議員

適切に審議されてますっていうふうに言ってますけども、現実のですね、審議会で審査されている内容、ここをきちんと把握すべきじゃないですかと。全国の国立大学、公立大学、私立大学で独立行政法人になって20年間、運営費交付金が削減され、教育研究費が減ったり、また、国が誘導して「稼げる大学」になったり、学長のトップダウンによって大きな混乱が起きている。

こういう問題をですね、きちんとどういう審議会がされているのか把握をする。やっぱり市や国が関与することによって、学会の会員の選定方式の変更だとか起って、学問の自由や大学の自治そのものが今、侵されていこうとしています。

次にホームページを見てたらですね、「第45回防衛問題セミナー新たな戦略産文書の概要」ということですね、6月28日、北方キャンパスでこの講演が行われようとしています。

これはですね、大学の自治、学問の自由を侵害する問題じゃないかと思います。当局に問い合わせをすると、会場を貸しただけだと言われてますけども、この第2部の基調講演の中には、「戦略三文書の評価・課題」として、北九州市立大学の准教授が講演するようになってるわけですね。

こういう実態、大問題だと思います。ただ、大学でこういうふうに会場を貸したりする実態がありますか。把握されていますか。

■政策局長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。他大学において同様のセミナーですかね、が開催されてる方、実績については、当方で把握しておりません。当該セミナーを北九州市立大学の会議室を貸して行うということにつきましては、大学の判断によるものと考えております。以上でございます。

○大石議員

大学の問題とかいうことじゃなくて、きちんと北九州市としてですね、独法化になった時にも、ちゃんと運営交付金出しますよと、ちゃんと市としても関わってきますよって言

っているわけですね。だから、大学が決めるっていう問題では、これ済まされませんよ。

憲法 23 条では、学問の自由を侵害してはならない、と。戦前ですね、学問研究は天皇、政府のもとで大学の自治や学問の自由は侵害されてきた。

1932 年、京都の滝川教授の講演に介入した滝川事件、政府が大学研究に介入したことが大きな問題となってまいりました。

現在、岸田内閣による戦争する国づくり、これと機を一にしたような形でですね、大学の自治、学問の自由が侵されようとしています。

これですね、単に会場を貸したという問題じゃないんですよ。ちゃんと教授も参加して講演するようになってるんですよ。こういうことがもう起こってることに対してですね、私はあまりにも無頓着、大学が決めるっていうことでは済まされない、

独法化によって様々な問題が生まれてきてる。そういうことをきちんと調査すべきだと。運営交付金についても、若干増やしてるっていうことを言われて、施設整備についても出してるっていうこと言われましたけども、やっぱり人件費が増え、施設も古くなってきてる。

きちんと運営交付金を増やしてですね、学問研究ができるような外部資金に頼るようなことじゃない、そういう状況を作っていくべきだと思います。

[指定管理者制度について]

次に、指定管理者制度について伺います。

先ほど市長は、魅力ある事務事業をつくっていきたいということで、小倉城のことだとか、キッチンカーのことだとか言われましたけども、先ほど説明したように、1社しか応募がないのが7割というところの背景はですね、急激な物価高騰、人件費高騰で指定管理者ではもう賄えない、追いつかないと。

今回、指定管理者制度の見直しが行われて、昨年1年間延期をされました。それを上回る物価高騰や人件費が上昇しており、指定管理者の業者から悲鳴が上がっています。

今回、過去5年間分について物価高騰や人件費上昇分を計算して支払ったと言われますが、今回の見直しのリスク分担で、予想を超える物価上昇や賃金上昇分については、きちんと対応するのですか。

毎年の人事院勧告により賃金上昇分、物価高騰分についてはそれに見合った形の指定管理料を払うっていうことで確認してよろしいでしょうか、

■財政変革局長

先ほどお答えいたしました通り、指定期間中の賃金、それから物価の上昇分については加味をして、上限額の設定をいたしております。

仮に指定期間中に、想定を超える激しい著しい変動が起こった場合は、市と指定管理者が協議をできる仕組みということになっております。以上でございます。

○大石議員

今回、指定管理省を見直したと言われてますけどね、指定期間が5年であって、優良なところは10年になっていますけれども、そもそも労働者を区切って雇うことによってですね、ワーキングプアが発生をする。根本的な解決になっていません。

私が指摘したのは、せめて賃金を払ってる分についての積算根拠があるっていうふうに言われたんだっただけですね、会計年度職員の職員の参考にすべきだということであれば、積算を出してるわけですからね。当然、働いてる労働者、職員の賃金、労働条件、賃金上昇分については把握すべきじゃないんですか。

労使関係で任されるんですか。何のために賃金上昇分について指定管理費を払ってるんですか。きちんと払ってる分は、支払われてるかどうか掴むのは当たり前のことじゃないんですか。いかがですか。

■財政変革局長

労使関係につきましては、労使間で自主的に決められることでございますので、市が直接、関与する立場にはないということは、先ほど申し上げた通りでございますが、所管局、それから社労士等を派遣することによってきちんと、賃金台帳等含めですね、法令に違反していないか、これはモニタリングをしていきたいと思っておりますので、その中で、適正に労働条件が確保されてるということは担保してまいりたいと思っております。以上でございます。

○大石議員

私はずっと、これらの問題を指摘してきまして、やっぱりそこで働いてる職員の賃金、労働条件、きちんと支払われてるのかと。やっぱり市の職員に準じてですね、その分は払うべきだと。

当局は当然、指定管理の中に賃金上昇分については、加味して入れてますということであれば、労使関係っていう形で指定管理者に任せるんじゃなくて、きちんとその分払っているんだっただけ、それがきちんと職員に払われているかどうか掴むのは、当たり前じゃないんですか。同じような答弁だったら、いりません。

いずれにしても、見直しをしたとしても今の指定管理者制度、破綻をしています。ファミリープールのことについても出しましたように、当初の3倍以上に指定管理料が上がってるわけですね。実際には、モニタリング調査をやったりとか、市の調査をやっていることを見れば、やっぱり直営に戻すべきだと思います。

[予算事務事業の見直しについて]

最後に、予算事務事業の見直しについて。市長は子どもに関する予算については増やしている、というふうに言われましたけども、そして教育プランの中で見直していくって言われましたけども、先ほど言われた「平和のまち ミュージアム」だとか、美術館の鑑賞ツアーとか、これについて検討すべきだ、というのは議会決議でしょ。「慎重に検討されたい」というのが議会の決議であって、教育プランで考えるとかですね、そういう問題じゃないんじゃないですか。

■財政変革局長

個別に見直しを行った事業につきましては、それぞれの事業所管局において関係する市民の方々にきちんと丁寧な説明を行っているものと考えております。以上でございます。

○大石議員

ある中学校の校長先生と話したらですね、先生の研修費も削られてると。また、子どもたちが行っていた農泊体験のバス代も出ていないということで、なんとかしてほしいと言われてるわけですね。

「平和のまちミュージアム」へのツアー、主催者教育、美術館ツアー、こういうことについて、議会が圧倒的多数で決議をあげているわけですよ。予算を増やしたと言っても、市長の言ってる「子ども真ん中世代」ということであれば、そのことについて、今度の補正予算に合わせてですね、出すべきじゃないかと。

今度は草刈りのやつが出てますけどですね、適宜これを出すべきだということを強く要望して、終わります。